

老 発 0122 第 2 号
令和 7 年 1 月 22 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 11 号）が本日別添のとおり公布され、本年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上の被保険者）の保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課することとされており、具体的には各市町村が定める基準額に、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）第 38 条第 1 項各号又は第 39 条第 1 項各号に掲げる第 1 号被保険者の介護保険料に関する区分（以下「標準段階」という。）に応じて、当該区分ごとに定める割合を乗じて得た額とされている。

標準段階のうち第 1 段階（施行令第 38 条第 1 項第 1 号又は第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる区分をいう。以下同じ。）及び第 4 段階（施行令第 38 条第 1 項第 4 号又は第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる区分をいう。以下同じ。）については、前年の公的年金収入等収入金額及び合計所得金額から所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額との合計額が 80 万円以下であることが所得基準の一部として設けられているところ、令和 6 年に支給される老齢基礎年金（満額）が 80 万円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

第2 改正の内容

介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に基準所得金額を見直すこと。（施行令第38条及び第39条関係）

第3 施行期日

令和7年4月1日